



(川)

保発 0308 第 7 号
平成 25 年 3 月 8 日

地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事

厚生労働省保険局長



特定共同指導等の実施について

平成 25 年度に実施する特定共同指導及び共同指導の対象都道府県については、下記のとおりとしたので通知する。

記

1 特定共同指導

(1) 医科分 (12)

北海道 山形県 埼玉県 東京都 長野県 静岡県
大阪府 兵庫県 奈良県 島根県 愛媛県 佐賀県

(2) 歯科分 (5)

岩手県 宮城県 東京都 神奈川県 福岡県

(3) 薬局分 (6)

福島県 群馬県 三重県 滋賀県 広島県 大分県

2 共同指導

(1) 医科分 (4)

青森県 石川県 京都府 長崎県

(2) 歯科分 (11)

茨城県 栃木県 千葉県 富山県 岐阜県 愛知県
岡山県 徳島県 熊本県 宮崎県 沖縄県

(3) 薬局分 (10)

秋田県 新潟県 福井県 山梨県 和歌山県 鳥取県
山口県 香川県 高知県 鹿児島県